

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】               | 関東財務局長   |
| 【提出日】               | 平成29年 8月31日  |
| 【会社名】               | 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス   |
| 【英訳名】               | SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 松田 洋祐  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号  |
| 【電話番号】              | 03(5292)8100   |
| 【事務連絡者氏名】           | 最高財務責任者 渡邊 一治  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号  |
| 【電話番号】              | 03(5292)8100   |
| 【事務連絡者氏名】           | 最高財務責任者 渡邊 一治  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当<br>発行価額の総額 0円<br>発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の<br>合計額を合算した金額<br>683,780,000円 |

(注) 1. 本募集は、平成29年 8月 4日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とします。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。                          |
| 【縦覧に供する場所】   | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年8月4日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が、平成29年8月30日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
  - (2) 新株予約権の内容等  
新株予約権の行使時の払込金額の欄  
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額<br/>行使価額は、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前6ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれが高い金額とする。</p> <p>3. 行使価額の調整<br/>行使価額は、下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。</p> |
|----------------|--|

(訂正後)

|                |   |
|----------------|---|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額<br/>行使価額は、1株当たり3,820円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整<br/>行使価額は、下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。</p> |
|----------------|---|

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>650,486,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。<br/>なお、上記金額は、平成29年8月2日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。</p> |
|---------------------------------|--|

(訂正後)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>683,780,000円</p> <p>(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p> |
|---------------------------------|--|

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 650,486,000 | 1,500,000    | 648,986,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、平成29年8月2日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円)  | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)  |
|-------------|--------------|-------------|
| 683,780,000 | 1,500,000    | 682,280,000 |

- (注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。